

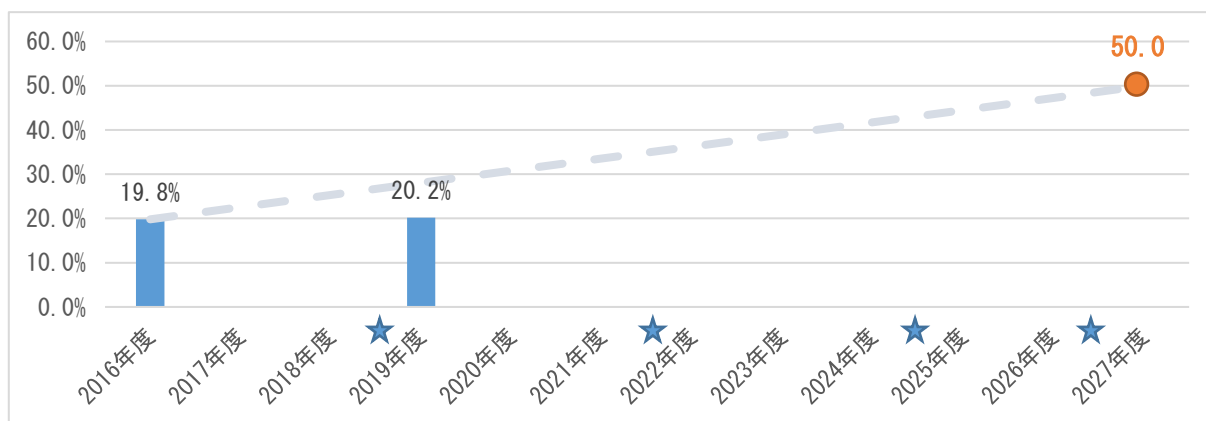
札幌市動物愛護管理推進計画の進捗状況（2019 年度）

1 数値目標

2019 年度については、2020 年 2 月末現在の数値となります。

(1) 動物愛護精神の普及啓発に関する数値目標

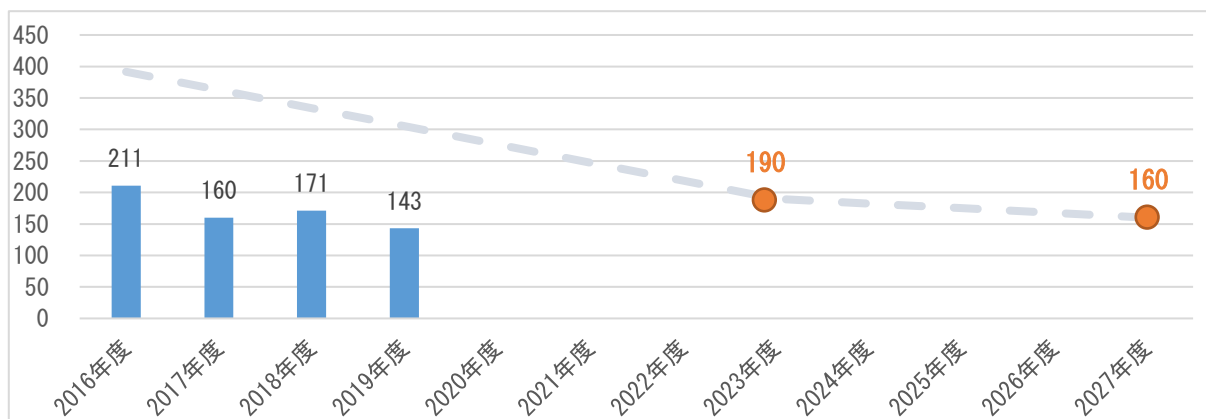
○動物愛護の精神が広まっていると思う人の割合（目標値：50%）



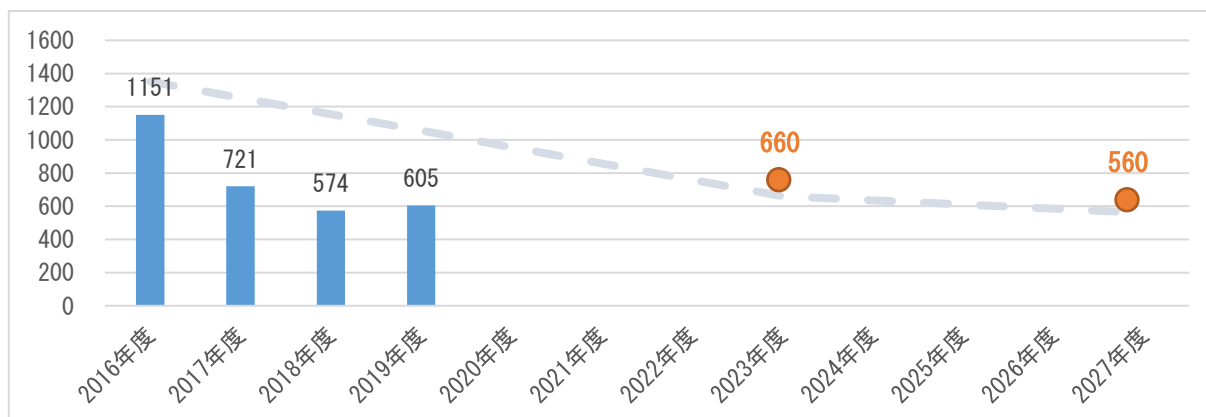
※2 年ごと（★の年度）にアンケートを実施する予定

(2) 動物の適正管理・福祉向上に関する数値目標

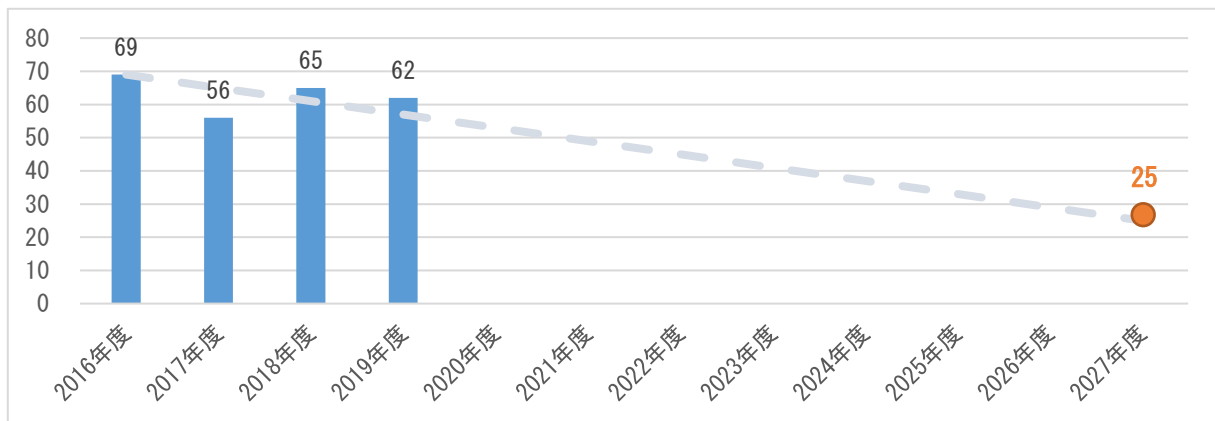
○犬の引取り数（目標値：190 匹（2023 年度）、160 匹（2027 年度））



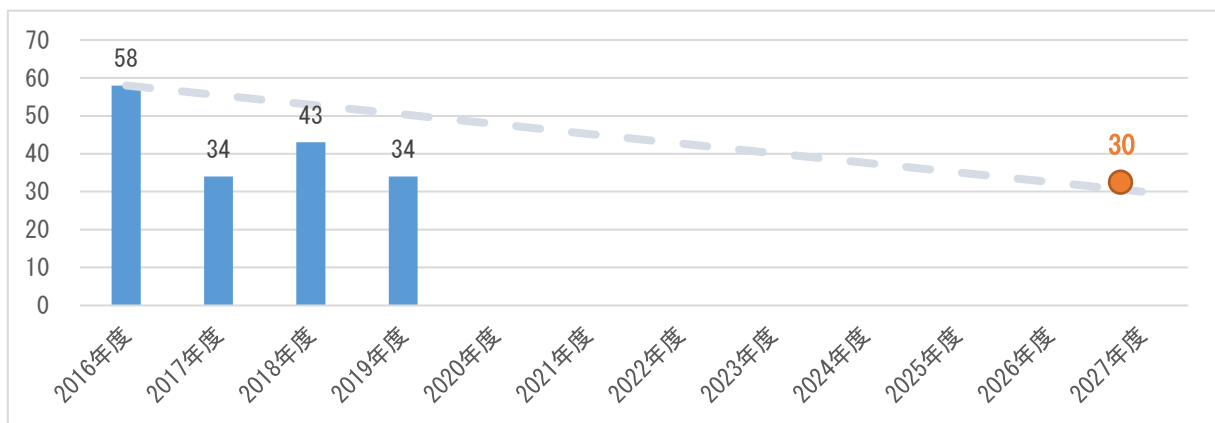
○猫の引取り数（目標値：660 匹（2023 年度）、560 匹（2027 年度））



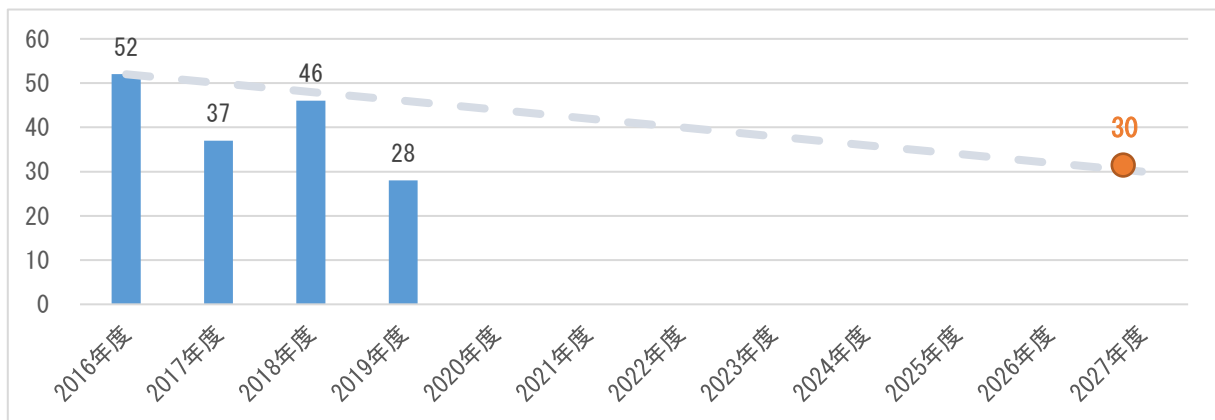
○犬による咬傷事故件数（目標値：25 件）



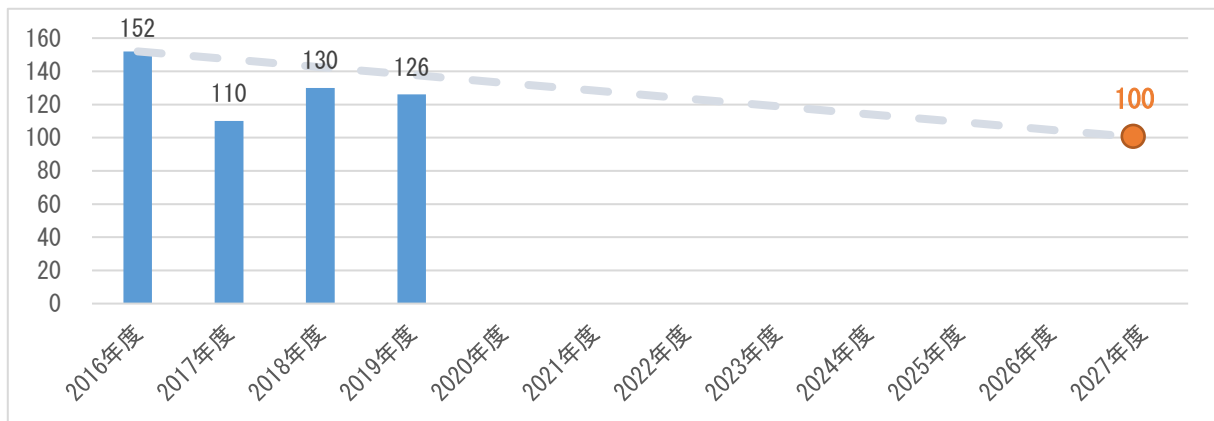
○犬に関する相談（不衛生）（目標値：30 件）



○犬に関する相談（放し飼い）（目標値：30 件）



○猫の苦情相談（不衛生、庭・畑荒らし）（目標値：100 件）



(3) 動物愛護管理に関わる推進体制の整備に関する数値目標

○犬の殺処分（目標値：0 匹）

平成 26 年（2014 年）1 月から 0 を継続中です。

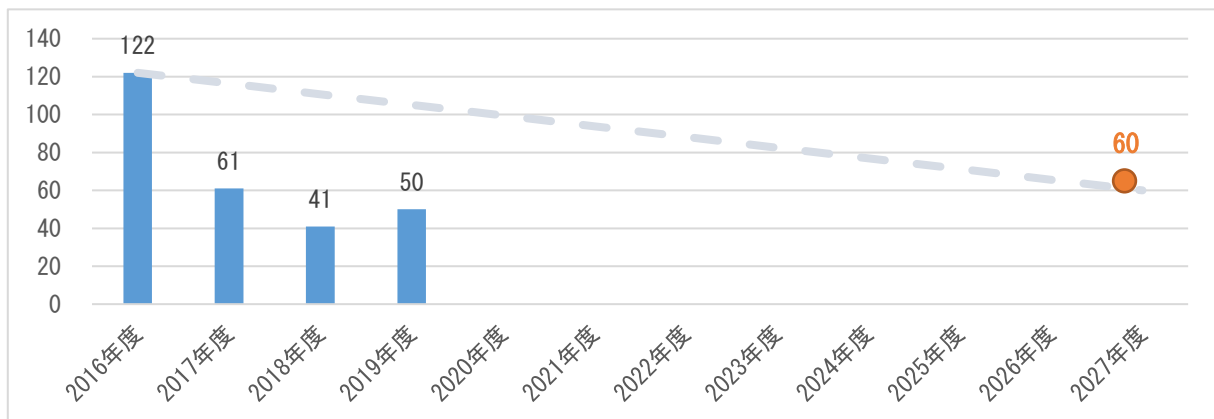
○猫の殺処分（目標値：未設置）

今年度：0

※平成 28 年度～平成 30 年度

1 匹（負傷し、回復の見込みのない猫を安楽殺の観点からの殺処分）

○猫の収容中死亡数（目標値：60 匹）



2 基本施策に基づく具体的取組の2018・2019年度の実施状況

中長期的に推進する取組については、実施した内容のみを記載しています。

2019年度については、2020年2月末現在の数値となります。

(1) 動物愛護精神の普及啓発

1-1 市民全体を対象とした普及啓発

項 目	実施内容等
人とペットの暮らし広場	2018年度：9月9日（日）（震災で中止） 2019年度：9月14日（土）実施、9,137人
小動物慰霊の日	2018年度：9月21日（金）実施 2019年度：9月20日（金）実施
動物愛護講習会	2018年度：1回、17人 2019年度：1回、20人
動物愛護パネル展 その他の動物愛護イベント	2018年度：7回 2019年度：6回
遺棄虐待案件等への対応	環境犯罪連絡対策会議参加（主催：道警察本部）

1-2 子どもの動物愛護教育

項 目	実施内容等
命の教室	2018年度：3回、52人（児童会館など） 2019年度：5回、652人（小中学校など）
どうぶつあいご教室	2018年度：22施設、857人 2019年度：29施設、1,187人

(2) 動物の適正管理・福祉向上

2-1 家庭動物の適正管理

項 目	実施内容等
愛犬といっしょの公園 散歩講座	2018年度 2回、30人（21頭） （モエレ沼公園、月寒公園、平岡公園（中止）） 2019年度 3回、32人（46頭） （旭山記念公園、百合が原公園、平岡公園）
動物に関する相談・事故の 対応や啓発指導	相談に応じた啓発指導の実施（P2-3 各相談件数参照） パトロール及び広報の実施
狂犬病予防に関わる啓発 指導	公式ホームページ・ポスター等での啓発 札幌地下歩行空間での啓発イベント（5月実施）

(中長期的に推進する取組)

項 目	実施内容等
特定動物飼養者の定期的な立入検査	定期的な立入検査の実施 (2018 年度 5 施設、2019 年度 4 施設)

2-2 動物取扱業者における動物の適正管理

項 目	実施内容等
適正な販売方法・展示方法の啓発	市民からの相談等に応じた立入検査の実施 (2018 年度 33 件、2019 年度 28 件) 法令に基づく動物取扱責任者研修会の実施 (対象者数：2018 年度 645 人、2019 年度 665 人)

(3) 動物愛護管理に関わる推進体制の整備

3-1 普及啓発や教育の体制

項 目	実施内容等
動物愛護推進員に対する研修会	市民向けのセミナーへの参加の呼びかけ 定例会の実施

(中長期的に推進する取組)

項 目	実施内容等
普及啓発の体制整備	札幌市動物愛護管理の推進に関する市民団体登録制度の設置 (2019. 3、2019 年度 5 団体)
獣医大学等の学生実習や職場体験活動の推進	北海道大学獣医学研究院・獣医学部と連携協定の締結 (2018. 8) 中高校生等の実習の受け入れ (2018 年度 2 組、2019 年度 2 組)

3-2 収容動物の管理や譲渡の体制

項 目	実施内容等
譲渡事業に関する広報活動	啓発イベント等での周知 公式ツイッターの開設 (2018. 9)

(中長期的に推進する取組)

項 目	実施内容等
動物愛護推進員や ボランティアによる活動拡大	動物愛護ボランティア（啓発、教育、ケア）制度 (2019 年度 延べ 70 人（啓発 38/教育 24/ケア 8）)
譲渡動物への不妊手術や マイクロチップ装着の推進	収容動物の不妊去勢手術件数 2018 年度：猫 オス 43 匹、メス 25 匹 2019 年度※：犬 オス 5 匹、メス 6 匹 猫 オス 121 匹、メス 69 匹 ※北海道大学獣医学研究院・獣医学部と連携事業を含む

3-4 災害時における対応体制

項 目	実施内容等
災害時における動物取扱等の 周知	災害時動物救護ボランティア制度（2019 年度 47 人） 犬の猫の防災手帳作成（2 万部作成、2018. 5） 出前講座の実施（2019 年度 2 回、270 人）

(中長期的に推進する取組)

項 目	実施内容等
災害時を想定した訓練	札幌市総合防災訓練への参加（2019. 9） 区防災訓練への参加・協力 (2019 年度 厚別、清田、豊平、東)

札幌市「飼い主のいない猫への対応ガイドライン」

～『人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ』を目指して～

1 ガイドラインの位置づけ

札幌市では、平成 27 年 5 月に札幌市動物愛護管理基本構想を策定し、「人と動物が共生する社会の実現～人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ～」を目標に掲げ、飼い主への適正飼育の普及啓発、条例の制定など猫に関する課題を解決するために取り組んできたところです。

また、平成 30 年 4 月には、札幌市動物愛護管理推進計画を策定し、飼い主のいない猫に関する問題の解決のため、対応体制を整備することとしました。

動物愛護管理に関する課題解決については、行政やその他の関係団体がそれぞれの役割のもと、協働して取り組むことが必要ですが、特に、飼い主のいない猫に関する問題の早期解決に関しては、市民が地域の環境問題としてとらえ、積極的に取り組むことが必要です。

このガイドラインは、飼い主のいない猫に関する問題の解決に向けて、札幌市の考え方を示すとともに、取組みの中心となる地域の方（猫が苦手な方、猫を好きな方、興味のない方）が対応を行う際の参考となるよう作成したものです。

2 猫の定義

(1) 飼い猫

飼い主（所有者又は占有者）が存在する猫

- ・自由に屋内外を出入りしている猫
- ・逃げ出して迷子になった猫
- ・餌やり猫（餌を与えている方が、所有権占有権を主張する） など

(2) 飼い主のいない猫

特定の飼い主が存在しない猫

- ・屋外で人に関わらず完全に自活している猫
- ・餌やり猫（餌を与えている方が、所有権占有権を主張しない） など

※どちらに該当するかは、猫の状況を把握し、個別に判断する必要があります。

3 飼い主のいない猫をどうするべきか

インターネットアンケートや札幌市に寄せられる相談内容から、飼い主のいない猫で困っている地域は、特定の地域に限られることが予想されます（資料1参照）。

また、路上等の公共の場所で回収される猫の死体の数が減少していることから、市内で生活する飼い主のいない猫の数が減少していることが予想されます（資料2参照）。

これら札幌市の実情や社会情勢を踏まえ、札幌市では飼い主のいない猫については、次のとおりであるべきと考えます。

(1) 飼い主のいない猫を増やさず、減らしていく

札幌市は、交通量の多い都市部であり猫にとって交通事故等の危険が多く、降雪地帯であり猫が外で生活するには厳しい環境です。

加えて、住宅密集地が多いことから、飼い主のいない猫が増えることにより、地域で糞尿等の問題が発生しやすい環境です。

人と猫、その両者のことを考え、飼い主のいない猫を新たに増やさないようにし、今いる飼い主のいない猫を減らしていくことが必要と考えます。

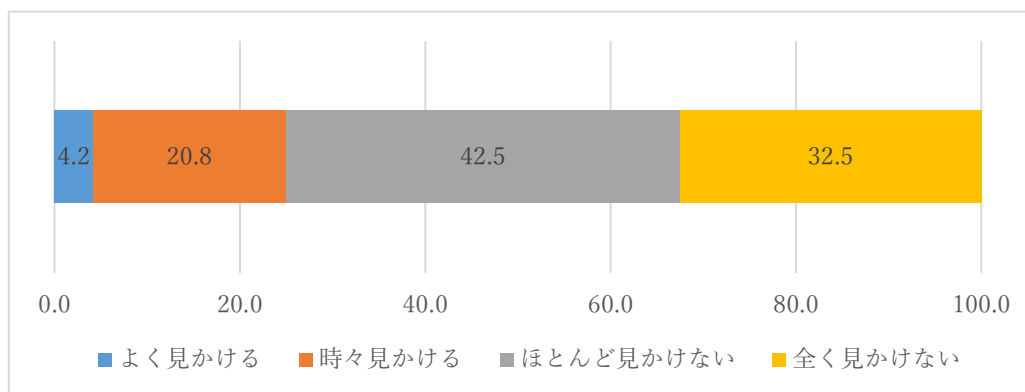
(2) 地域での飼い主のいない猫の在り方を決める

飼い主のいない猫は増やさず、減らしていくものと考えますが、インターネットアンケートから分かるように、飼い主のいない猫で困っている方がいる一方で、飼い主のいない猫がいることを容認する市民も多く、さまざまな考え方があります。

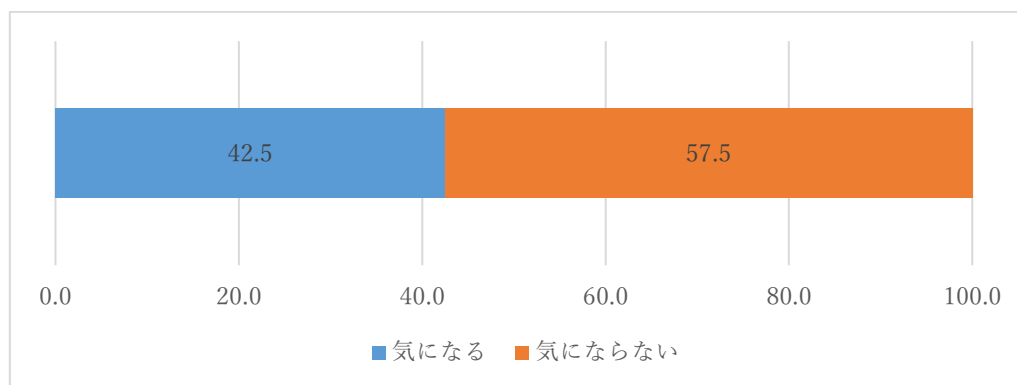
そのため、地域での飼い主のいない猫の在り方は、札幌市がその在り方を示すものではなく、地域の実情に合わせ、地域住民が主体となり対応を取ることが望ましいと考えます。

●資料1 インターネットアンケート(令和元年9月実施 N=480)

(1) 飼い主のいない猫(野良猫)をよく見かけるか(%)



(2) 地域に飼い主のいない猫(野良猫)がいることをどう思うか(%)



(3) 飼い主のいない猫に関する心配など

- | | |
|--------------------|-------|
| ① 糞尿 | 48.5% |
| ② 特に心配や迷惑に思ったことがない | 31.7% |
| ③ 無秩序な繁殖 | 30.4% |

●資料2 路上等で回収された猫の死体の数(単位:匹)

年度	2004	...	2015	2016	2017	2018
匹数	2,286		1,659	1,449	1,357	1,250

4 飼い主のいない猫を増やさず、減らしていくために

(1) 飼い猫の適正飼育

猫の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律や札幌市動物の愛護及び管理に関する条例等で規定される飼い主の責務の遵守が求められます。

●飼い主の責務

- ・室内飼育（屋外に出さない）
- ・逸走防止
- ・終生飼育
- ・飼い主明示措置の実施
- ・繁殖制限措置の実施
- ・災害への備え

(2) 飼い主のいない猫へ繰り返し餌を与える行為について

飼い主のいない猫へ繰り返し餌を与える方は、飼い主に準じた責務があります。

「可哀想だから」と言って、餌を与えるだけでは、近隣に猫が居つき、不妊去勢手術をしなければ、新たな命が生まれどんどん猫が増えていきます。

地域で生活する人と猫、その両者のことを考えた行動が求められます。

●飼い主のいない猫へ繰り返し餌を与える方の責務

- ・不妊去勢手術※の実施（併せて耳カット（P00）などの実施）
- ・ルールに沿った餌やトイレ等の管理

※ 不妊去勢手術について

大人の猫になる前に手術を行うことで、望まない妊娠や感染症の予防、発情期のマーキングや鳴き声、ストレスの抑制などのメリットがあります。

費用については、動物病院により異なりますが、オス 1～3 万円、メス 2～4 万円が目安です。

(3) 地域で考え活動する

餌を与える方や地域住民を主体とし、地域で何ができるか話し合しましょう。

すべての猫が飼い猫になることが理想ですが、中には、人に慣れず飼い猫にすることが難しい猫もいます。そのような場合は、地域に猫が増えないよう、不妊去勢手術だけでも施します。

各活動については、「6 活動に必要なこと」を参考にして進めてください。

ア 保護活動

猫を保護し、飼い猫にする活動です。自分で飼育できない場合は、新しい飼い主を探します。地域での飼い主のいない猫によるトラブルの解決や猫のことを考えた時に最も効果的な活動ですが、新しい飼い主が見つからないことを想定し対応する必要があります。

イ 地域猫活動

地域住民が主体となって、地域住民の認知と合意を得たうえで、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を行い、餌やりやトイレの管理など、地域で定めるルールに従い猫を世話する活動です。地域での飼い主のいない猫によるトラブルの解決には有効な方法です。

ウ TNR活動

飼い主のいない猫を捕獲（Trap）し、不妊去勢手術（Neuter）を施して、元の縄張りに戻す（Return）活動です。今後、地域に飼い主のいない猫が増えないようにするための最低限の活動です。

不妊去勢手術後も餌やり等を継続する場合は、地域猫活動とするため、地域住民の理解を得るように努めます。

動物管理センターでは、活動の実施にあたり必要に応じた助言や支援を行っています。猫の飼い方や飼い主のいない猫への対応について、困ったことなどがあった場合は、動物管理センターに相談してください。

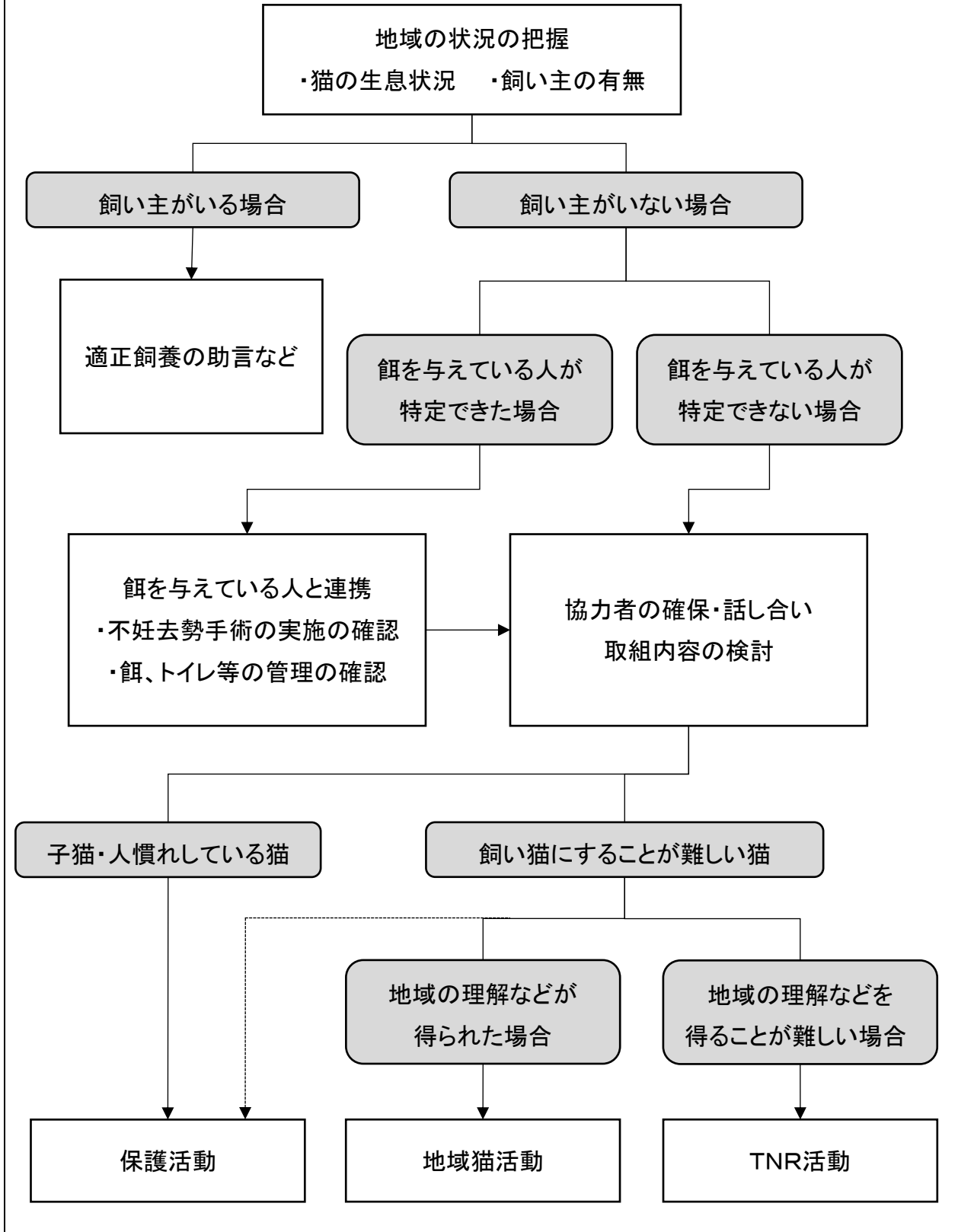
○札幌市動物管理センター（西区八軒9条東5丁目1-31） TEL011-736-6134

●動物管理センターが実施する支援等

- ① 地域住民への周知
周知に必要な事項等の助言、回覧の参考様式などの配布
- ② 猫の保護
現地確認等を含む保護方法の助言、捕獲罠の貸出
- ③ 猫の不妊去勢手術
民間の支援制度等の紹介
- ④ 猫の管理方法
活動に必要な管理方法（ルール）等の助言
- ⑤ 新しい飼い主探し
飼い主探しノートの利用推進

【飼い主のいない猫の対応方法の検討例】

これは、地域で飼い主のいない猫への対応方法を検討する場合の考え方の一例です。
活動方法は、地域によって様々です。



5 活動に必要なこと

(1) 地域の協力と理解（保護、地域猫、TNR）

- ・1人ではなく、協力してくれる方などとグループを作り活動しましょう。その際、地域との連絡体制を円滑に進めるため、窓口となる代表者を決めましょう。
- ・活動を理解してもらうために地域の中でコミュニケーションを深めましょう。地域の理解を得ていない個人的活動は、地域猫活動とは言えません。
- ・猫の保護を潤滑に行い、ルールの順守を徹底するためには、餌を与えている方の協力が必要です。
- ・自治会や猫が苦手な方、猫で迷惑をされている方など、色々な方から意見を聞くようにしましょう。

(2) 猫の把握と保護（保護、地域猫、TNR）

- ・地域にどのような猫がいるか把握しましょう。
- ・健康状態や月齢、性別などを考慮して、どの猫の保護を優先するか検討しましょう。
- ・写真を撮り、台帳等を作成すると把握しやすくなります。
- ・人に慣れた猫は、既に飼い主がいる場合があるので、注意が必要です。トラブルに発展しないためにも、事前に地域住民へ確認をとりましょう。
- ・猫を捕まえた際は、関係機関（動物管理センター、警察署など）に迷子の届出がなければ確認しましょう。
- ・生後2か月未満の子猫（特に離乳前の子猫）は、母猫から離れることで死亡するリスクが高まります。保護する場合は、十分に検討してください。

(3) 繁殖制限（保護、地域猫、TNR）

- ・不妊去勢手術は必ず実施します。
- ・地域猫活動やTNR活動を行う場合は、手術と併せて耳先をカットしてもらい、処置を終えた猫かどうか判別できるようにします。

耳カット 挿絵

(4) 管理された餌やり（地域猫）

- ・ 1日1～2回を目安に、決められた場所、時間に地域で管理すると決めた猫にのみ餌を与えましょう。
- ・ 餌は放置せず、集まった猫だけに適量に与え、餌やり後は必ず片付けましょう。餌を置いたままにするとカラスなどの他の動物が寄ってきたり、ハエなどの虫がたかったり不衛生な状況になります。
- ・ 活動者以外に餌を与える人がいる場合は、状況を説明し、協力してもらいましょう。無断で餌を与える人がいると、周辺環境の悪化が懸念されます。

(5) トイレ設置等周辺環境の保全（地域猫）

- ・ 餌場の近くを含め、複数のトイレを設置し、定期的に清掃します。
- ・ できる限り、雨風を防ぐことができ、猫が落ち着ける人目につかない場所が望ましいです。
- ・ 猫が普段排せつする場所を把握し、猫が好む材質（砂、土、砂利など）のトイレを用意しましょう。
- ・ 猫が必ずしもトイレを利用するとは限りません。できる限り、周辺環境の美化に取り組みましょう。

(6) 新しい飼い主探し（保護）

- ・ 新しい飼い主に譲り渡す場合は、猫の性格や特徴、健康状態などの情報提供を必ずしましょう。

6 関係者の役割

(1) 市民

- ・猫について、命あるものであることを認識し、その愛護に努めるとともに、人と猫が共生できる社会の実現に向けて、行政などが行う活動に協力しましょう。
- ・特に、猫の飼い主は、法令を遵守し、猫の健康と安全を守り、近隣住民の迷惑にならないように努めましょう。

(2) 地域住民

- ・地域で起きている飼い主のいない猫に関する問題について、自分の考えを主張するだけでなく、他の人の考えにも耳を傾け、理解するよう努めましょう。
- ・地域に活動する方がいる場合は、その方々の活動について関心を持ち、必要に応じて協力しましょう。

(3) 自治会

- ・自治会が中心となって、地域住民が円滑にコミュニケーションを取り、地域の実情に合わせた解決方法を選択できるよう、積極的に活動について協力しましょう。

●資料～猫の習性

1 繁殖

猫の妊娠期間は約 2 ヶ月で、1 回に 2～8 頭の子猫を生みます。

交尾によって排卵がおこる交尾排卵動物です。メスは生後半年から 1 年以内に初回発情をむかえます。発情は、春先から夏にかけて見られることが多いですが、飼育環境によっては季節に関係なく不定期に起こります。

オスは 1 年中発情することができますが、単独では発情せず、発情しているメスの声やにおいに反応して発情します。

2 寿命

野生の場合には 3～4 年ともいわれていますが、室内飼育の場合には 10 年以上、20 年近く生きる猫も近年では珍しくなくなっています。

3 行動

猫は基本的には夜行性の動物ですが、飼い猫の場合には飼い主の生活スタイルに合わせて活動することもあります。

一定の広さの縄張りを持ちます。野生では、ネズミや昆虫などの狩りをして生活するため、通常は単独行動をとります。

高い場所が好きです。広範囲の視野を確保でき、危険を避けることができる野生生活の名残といわれています。

4 排泄

猫はきれい好きな動物です。決まった場所で排泄をします。細かい砂、柔らかい場所を好み、排泄物を埋めて隠す習性があります。

5 マーキング

基本的にオスに見られる行為で、縄張りの主張と、自分が安心感を得るために行います。尿をスプレーのように飛ばしてマーキングをする尿スプレーが一般的です。去勢手術によって軽減されることも多いといわれていますが、まれにメスでも見られることがあります。木や家具などで行う爪とぎもマーキング行動の一つといわれています。顔周りやわき腹の線のおいをこすりつける方法もあります。

6 鳴き声

子猫が母猫に甘えたり、成猫の発情期に相手を誘ったりするときに鳴くことがあるものの、通常は鳴き声によるコミュニケーションはほとんどないといわれています。威嚇の際に鳴き声を発します。